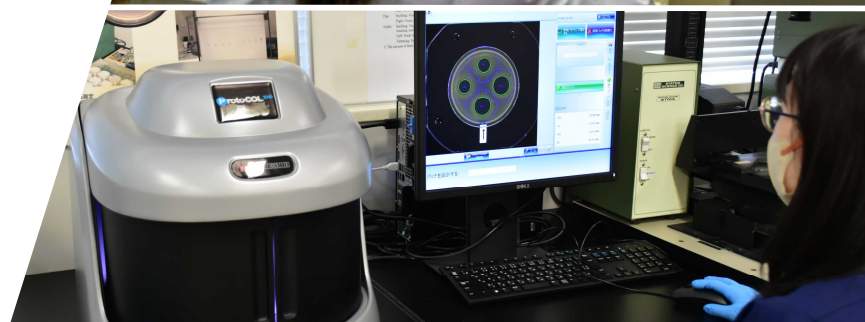


すべては食の 「安全・信頼確保」のために！

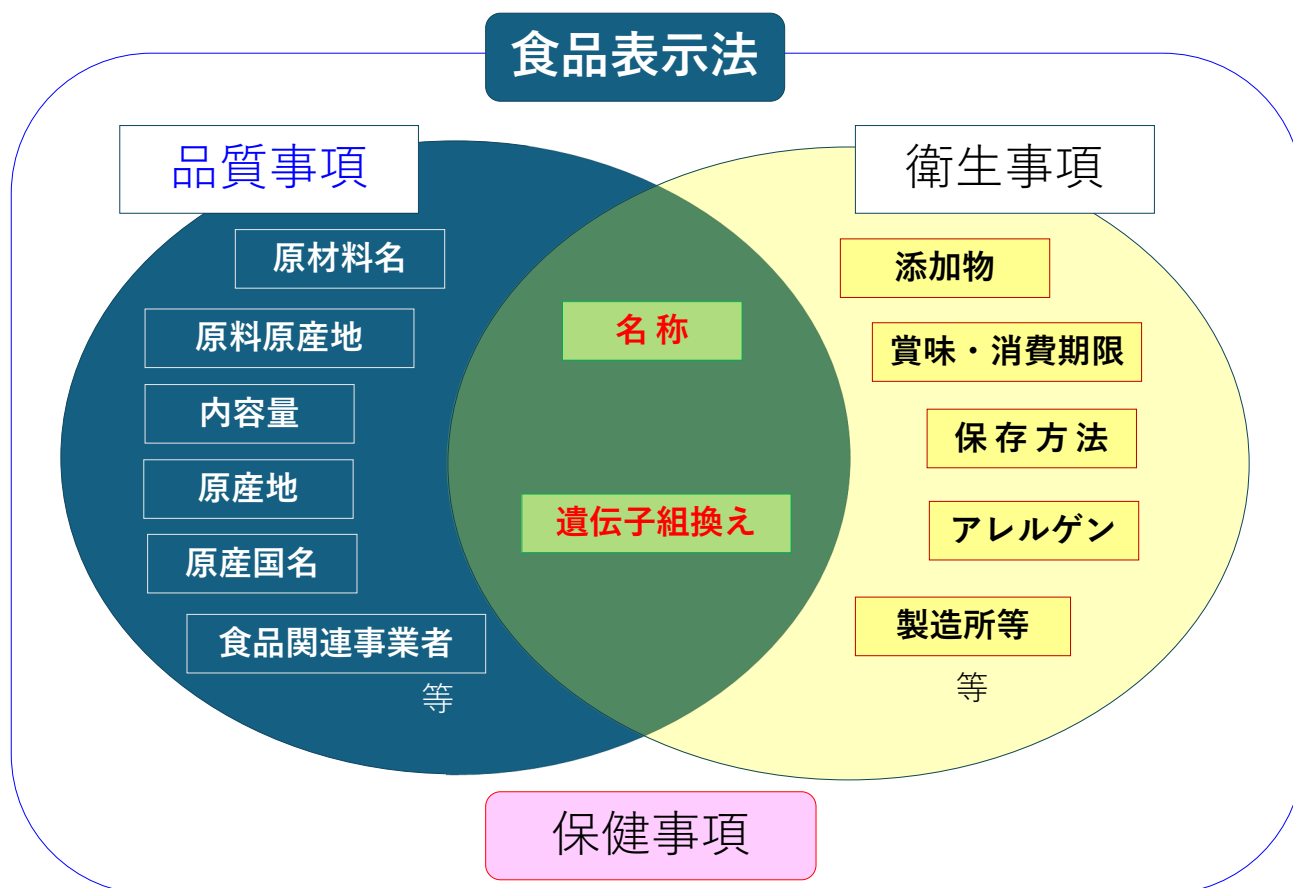
私たちは、科学的手法による検査・分析により、**食の安全と消費者の信頼**の確保に技術で貢献することを使命としています



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
(FAMIC)



- 食品には買う時に参考になるよう、色々なことが表示されています。



- 生鮮食品と加工食品では、表示されていることが違います。

○生鮮食品



「名称」や「原産地」など。

○加工食品

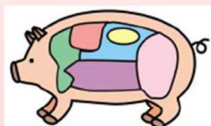


「名称」「原材料名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造者」など。



農産物

「名称」と「原産地」



畜産物

「名称」と「原産地」

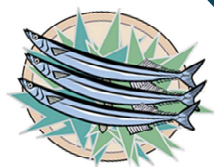


水産物

「名称」と「原産地」
「解凍品の時に解凍の旨」
「養殖品の時に養殖の旨」

例えば、水産物は次のような表示になります。

さんま（三陸北部沖）



「魚介類の名称のガイドライン」の考え方に
従った名称を表示します。
国産品は水域名又は地域名（主たる養殖場が属
する都道府県）を表示します。

銀鮭（宮城県産）・養殖

養殖品は「養殖」の旨。

メカジキ（石巻港）

水域名の表示が困難な場合は、水揚げした港名又は
水揚げした港が属する都道府県を表示できます。

輸入品は、原産国
名を表示します。
原産国名に水域名
を併記できます。

メバチマグロ		
韓国産（太平洋）		
加工日 26.8.3	消費期限 26.8.4	保存温度 4℃以下
加工者 ○○スーパー株式会社 静岡県○○○○1-1-1		〇円

解凍物のパック品は、
「解凍」の旨。

生食用切り身のパック品は「生食用」の旨、「消費期
限又は賞味期限」等。

- 一般消費者に販売されている加工食品のうち、**容器に入れ、又は包装されているものに、**次のような表示をします。
(食品により異なります)

名 称	ベーコン	⇐	一般的な名称を記載
原材料名 (添加物含む)	豚バラ肉、砂糖、食塩、卵たん白・・・／リン酸塩 (Na)、調味料 (アミノ酸)・・・	⇐	使用した原材料を食品と添加物に分けて重量順に全て記載
原料原産地名	国産 (豚肉)	⇐	原材料に占める重量割合第1位の原材料の産地を記載
内 容 量	200 g	⇐	重量や数量を単位をつけて記載
賞味期限	〇〇. 〇〇. 〇〇	⇐	期限の年月日を記載
保存方法	10℃以下で保存してください。	⇐	期限の日まで保存するための方法を記載
製 造 者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	⇐	表示に責任をもつ者の名称と住所を記載

● 「名称」の表示方法

名 称	焼菓子
原材料名	小麦粉 (国内製造)、ショートニング、砂糖、準チョコレート、・・・

その内容を表す一般的な名称を表示します。

名 称	みかんジュース (濃縮還元)
原材料名	みかん (国産) / 香料

表示方法が定められている食品があります。
例えば果実ジュースの原材料に濃縮果汁を使ったら、(濃縮還元)と表示することになっています。

名 称	ロースハム
原材料名	豚ロース肉 (国産)、食塩、砂糖、・・・

その加工食品のみが使用できる名称があります。
例えば、豚のロース肉の形を整え塩漬 (えんせき) し、そのほか諸々の条件を満たしたもののだけが「ロースハム」と表示できます。

● 「原材料名」の表示方法

名	称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖	／ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）・・・

使用した原材料に占める割合の多い順に一般的な名称で表示します。

名	称	焼肉用味付け牛肉
原材料名	牛肉、焼肉のたれ	（しょうゆ、酒、砂糖、にんにく）・・・

複合原材料
複合原材料の原材料を多い順に表示

2種類以上の原材料からなる複合原材料は、このように表示します。この例では、「焼肉のたれ」が複合原材料になります。

● 「原料原産地」の表示方法

原材料のうち、重量割合上位1位の原材料について原料原産地を表示することになっています。（特例もあります）

名	称	いちごジャム
原材料名	いちご（国産）、砂糖	／ゲル化剤（ペクチン）・・・

原材料が国産品である場合、国産である旨（国産、日本、日本産など）を表示します。

名	称	焼肉用味付け牛肉
原材料名	牛肉、焼肉のたれ（しょうゆ、酒、砂糖、にんにく）	・・・
原料原産地名	アメリカ、カナダ（牛肉）	

原材料が輸入品である場合、原産国名を表示します。原産地が複数ある場合、重量割合の多い順に表示します。

表示する必要があるもの

次の農産物のうち、遺伝子組換えされたものを主な原材料として使用したときは、原則表示します。

(遺伝子組換え体かどうか確認されていない場合を含みます。)

対象農産物	大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな
-------	---

大豆 (遺伝子組換え) 等

原材料の大豆が遺伝子組換えを行ったものの場合は、その旨。

注：分別生産流通管理 (遺伝子組換え体と非遺伝子組換え体を分けて流通管理すること。) している場合に限りです。

大豆 (遺伝子組換え不分別) 等

原材料の大豆が遺伝子組換えを行ったものかどうか確認されていない場合の表示です。

(分別生産流通管理していないと遺伝子組換え体かどうか分からないため、このような表示になります。)

表示することがあるもの

遺伝子組換えでないと確認されたものを原材料にしたときは、遺伝子組換えについての表示は不要です。

そのような場合でも、次のような表示をしていることがあります。

大豆 (分別生産流通管理済み) 等

分別生産流通管理して、遺伝子組換え大豆の意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆である旨

大豆 (遺伝子組換えでない) 等

分別生産流通管理して、遺伝子組換え大豆の混入がないと認められる大豆である旨

これらのほかにも、様々な表示ルールがあります。